

熊野町次世代育成支援対策推進協議会次第

日時 平成25年11月6日(水)19時～
場所 熊野町役場3階 301・302会議室

次 第

1 開会

2 議事

熊野町次世代育成支援行動計画(後期行動計画)の平成24年度の進捗状況について<資料1>

平成25年度の主な取組み<資料2>

子ども・子育て支援新制度について
制度概要について<資料3・4・5>

熊野町の現状について<資料6>

「市町村子ども・子育て支援事業計画」の作成に向けたニーズ調査について
<資料7>

3 その他

4 閉会

【次回協議会：平成25年11月19日（火）19:00～】

配布資料一覧

熊野町次世代育成支援行動計画（後期行動計画）の 平成24年度の進捗状況について	資料1
平成25年度の本日の取り組み（本日配布分）	資料2
子ども・子育て支援新制度について	資料3
条例案及び他市町対照表	資料4
スケジュール	資料5
熊野町の現状について	資料6
「市町村子ども・子育て支援事業計画」の作成に向けた ニーズ調査について	資料7
ニーズ調査イメージ（国提示分）	資料8

子ども・子育て支援新制度について

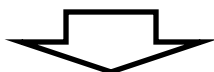
【平成 25 年 1 1 月 6 日】

熊野町民生部民生課

1 子ども・子育て支援新制度の概要

《子育て環境をめぐる課題》

- 1 親の働く状況の違いによる幼児期の学校教育や保育の提供体制の違い
- 2 家庭や地域での子育て力の低下
- 3 都市部では保育所待機児童の発生、一方で、地方では子どもの減少による施設の減少



こうした課題に対して、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」等の子ども・子育て関連3法（※）が成立し、3法に基づきいわゆる「子ども・子育て支援新制度」が始まる。

（※）子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、関係法律の整備法に関する法律（児童福祉法等の改正）

《3つのポイント》

1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

～幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」制度を改善し、普及を進める～
～認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（『施設型給付』）を創設～

2 保育の量的拡大・確保

～保育所認可制度の改善、小規模保育・家庭的保育等への給付（『地域型保育給付』）を創設～

3 地域の子ども・子育て支援の充実

～「親子交流の拠点」「放課後児童クラブ」「一時預かり」等の子育て事業の促進～

子ども・子育て支援新制度の実施にあたっては、消費税引き上げによる財源約7000億円が充てられる。そのため、早ければ消費税10%引き上げとされる平成27年度を目処に本格的にスタートする見込みである。

2 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

①子どものための教育・保育給付

○施設型給付

認定こども園・幼稚園(※1)・保育所(※2)

(※1) 私立幼稚園は、新制度に移行する施設のみ対象。移行を希望しない幼稚園は、現行どおり私学助成を継続

(※2) 私立保育所は、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払う仕組み

○地域型保育給付

小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

②子どものための現金給付

○児童手当

地域子ども・子育て支援事業

○利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問等、ファミリー・サポートセンター事業、子育て短期支援事業

○延長保育事業、病児・病後児保育事業

○放課後児童クラブ ⇒ 児童福祉法の改正により、小学6年生まで利用対象拡大

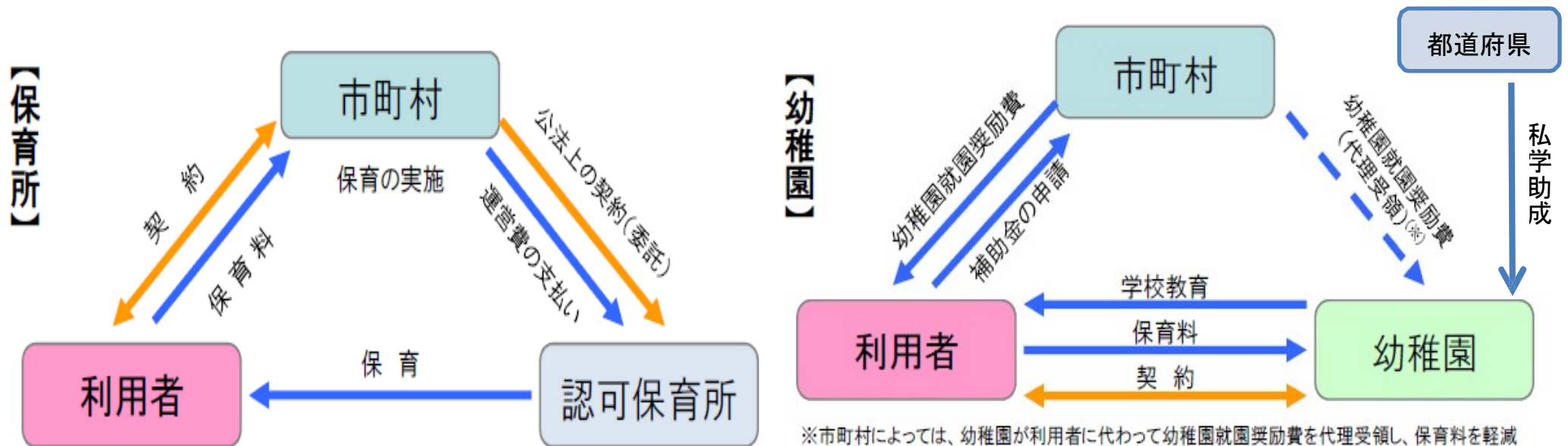
○妊婦健診

○実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進する事業

3 現行の幼児期の学校教育・保育の提供体制

《保育所・幼稚園》

	保育所	幼稚園
概要	保護者の就労等により子どもの保育ができない場合に、子どもを預かり保育する	義務教育及びその後の教育の基礎を培う幼児教育を行う
施設類型	児童福祉法に基づく児童福祉施設	学校教育法に基づく学校
対象年齢	0歳～5歳	3歳～5歳
利用形態	町に希望入所先を申込し、町が保育に欠ける要件を確認し、入所決定	希望する施設と直接申込
保護者負担	保護者の所得に応じた費用徴収	私立：各施設が決定
財政措置	公立：一般財源 私立：保育所運営費負担金	公立：一般財源（該当施設無） 私立：私学助成（利用者の所得に応じ就園奨励費助成）
認可主体（私立）	都道府県知事・指定都市長・中核市長	都道府県知事



《認定こども園》

《背景》

保護者の就労の有無で利用する施設の限定、少子化による子ども集団の小規模化、育児不安の大きい保護者への支援の不足等の課題を踏まえ、幼稚園と保育所の良いところを活かしながら、その両方の役割を果たす新たな仕組みとして、「認定こども園」制度が平成18年10月にスタートした。

《概要》

幼稚園や保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受ける。**①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能** **②地域における子育て支援を行う機能**

《類型》

以下の4つのタイプに分類される

- ①幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所が連携して、一体的な運営を行うタイプ
- ②保育所型：認可保育所が、保育に欠けない子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えるタイプ
- ③幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠ける子どもの保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えるタイプ
- ④地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可のない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

《財政措置》

認定こども園の事業費については、従来の幼稚園（私学助成）、保育所（保育所運営費）に対する財政支援のほか、いわゆる「認可外」の機能部分に対し、「安心こども基金」によって事業費補助を実施。

認定こども園の類型	認可部分に対する財政支援	認可外部分に対する財政支援
○幼保連携型 	幼稚園(私学助成)と保育所(保育所運営費)の組合せ	—
○幼稚園型 	私学助成	保育所機能部分に対する補助 (安心こども基金)
○保育所型 	保育所運営費	幼稚園機能部分に対する補助 (安心こども基金)
○地方裁量型 	—	—

4 認定こども園法の改正の概要

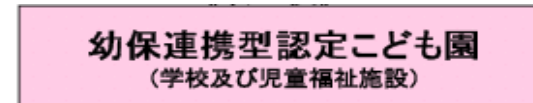
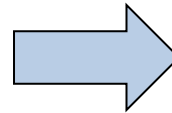
現行の認定こども園制度では、会計処理や書類の重複等の事務の煩雑さ、申請窓口や指導監査における二重行政の指摘、認可外部分の財政支援の課題があり、全国的に普及が進まない



新制度では、認定こども園の設置手続きの簡素化や財政支援の充実・強化などにより、その普及を進める。

- 「幼保連携型認定こども園」について、幼稚園と保育所両方の認可に基づく施設から、学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ単一の認可施設となり、指導監督や財政措置も施設型給付で一本化される。
- 幼稚園型、保育所型等、他の認定こども園の施設体系は現行どおりだが、財政措置は施設型給付で一本化。

○幼保連携型



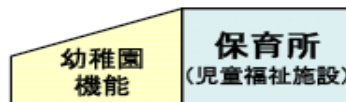
- 幼稚園：学校教育法に基づく都道府県知事の認可
- 保育所：児童福祉法に基づく都道府県知事(指定都市長・中核市長に権限委譲)
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
⇒都道府県知事の認可(指定都市長・中核市長に権限委譲)
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

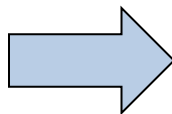
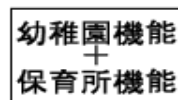
○幼稚園型



○保育所型



○地方裁量型



○施設体系は、現行どおり

○財政措置は「施設型給付」で一本化

5 新たな幼保連携型認定こども園の概要

新たな幼保連携型認定こども園では、

<原則>

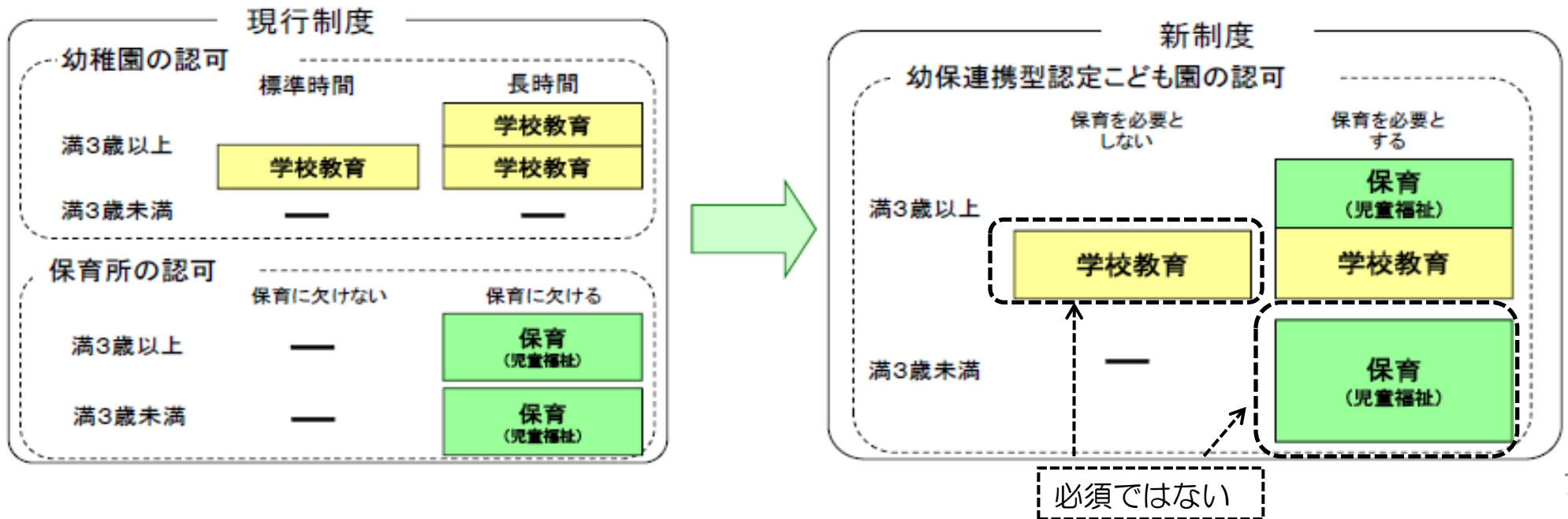
ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供する。また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じた保育を提供する。

イ 保育を必要とする満3歳未満児について、保護者の就労時間に応じた保育を提供する。

ウ 設置主体は、国・自治体・学校法人・社会福祉法人のみ（学校法人については、学校教育法附則第6条園の設置者に関する経過措置有り）

<その他>

満3歳未満児、保育を必要としない満3歳以上児などの受入義務はなく、上記ア・イ の範囲内で、設置者の判断により個々の幼保連携型認定こども園で受け入れる子供の範囲を設定することが可能。



6 現行制度・新制度における幼保連携型認定こども園の比較

	現行の幼保連携型認定こども園	新たな幼保連携型認定こども園
根拠法	【幼稚園部分】 学校教育法 【保育所部分】 児童福祉法 【認定こども園】 認定こども園法	認定こども園法
設置主体等	【幼稚園】 国、地方公共団体、学校法人 【保育所】 設置主体制限なし	国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人
認可権者	【幼稚園部分】 都道府県知事 【保育所部分】 都道府県知事（大都市特例により指定都市・中核市まで権限委譲）	都道府県知事（大都市特例により指定都市・中核市まで権限委譲）
指導監督	幼稚園・保育所それぞれの法体系に基づく指導監督	認定こども園法に基づく指導監督
基準	【幼稚園部分】 幼稚園設置基準 【保育所部分】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準
財政措置	【幼稚園部分】 私学助成（都道府県） 【保育所部分】 保育所運営費（市町村）	施設型給付費（市町村）
保育・教育内容	幼稚園教育要領・保育所保育指針	幼保連携型認定こども園保育要領
配置職員	幼稚園教諭・保育士	保育教諭（※）

（※）保育教諭：幼稚園教諭の免許状と保育士資格の両方の資格の併有を原則
ただし、新制度の施行から5年間は、いずれかの保有のみであっても保育教諭となる特例措置

7 認可・認定制度の変更、地域型保育の概要

《認可・認定制度の変更》

児童福祉法及び認定こども園法が改正され、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう、認定こども園・保育所について、認可・認定に関して新たに下記の事項が規定された。

- ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準の適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
- ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、原則認可・認定する

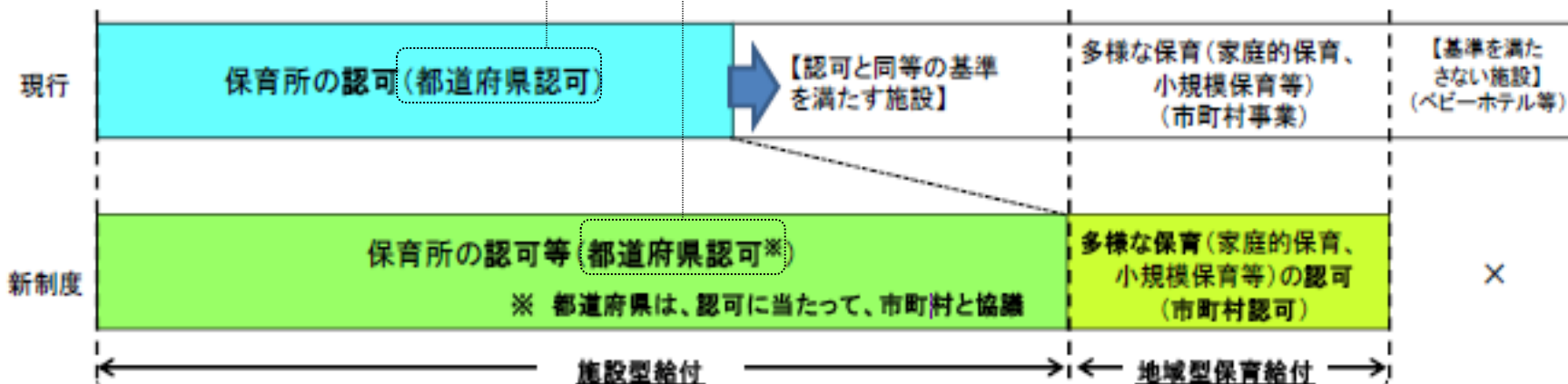
《地域型保育の創設》

保育所の利用定員を20人以上である施設と定義したうえで、20人未満の少人数の子どもを対象とする地域型保育を創設し、市町村が認可したうえで、地域型保育給付として財政支援する。

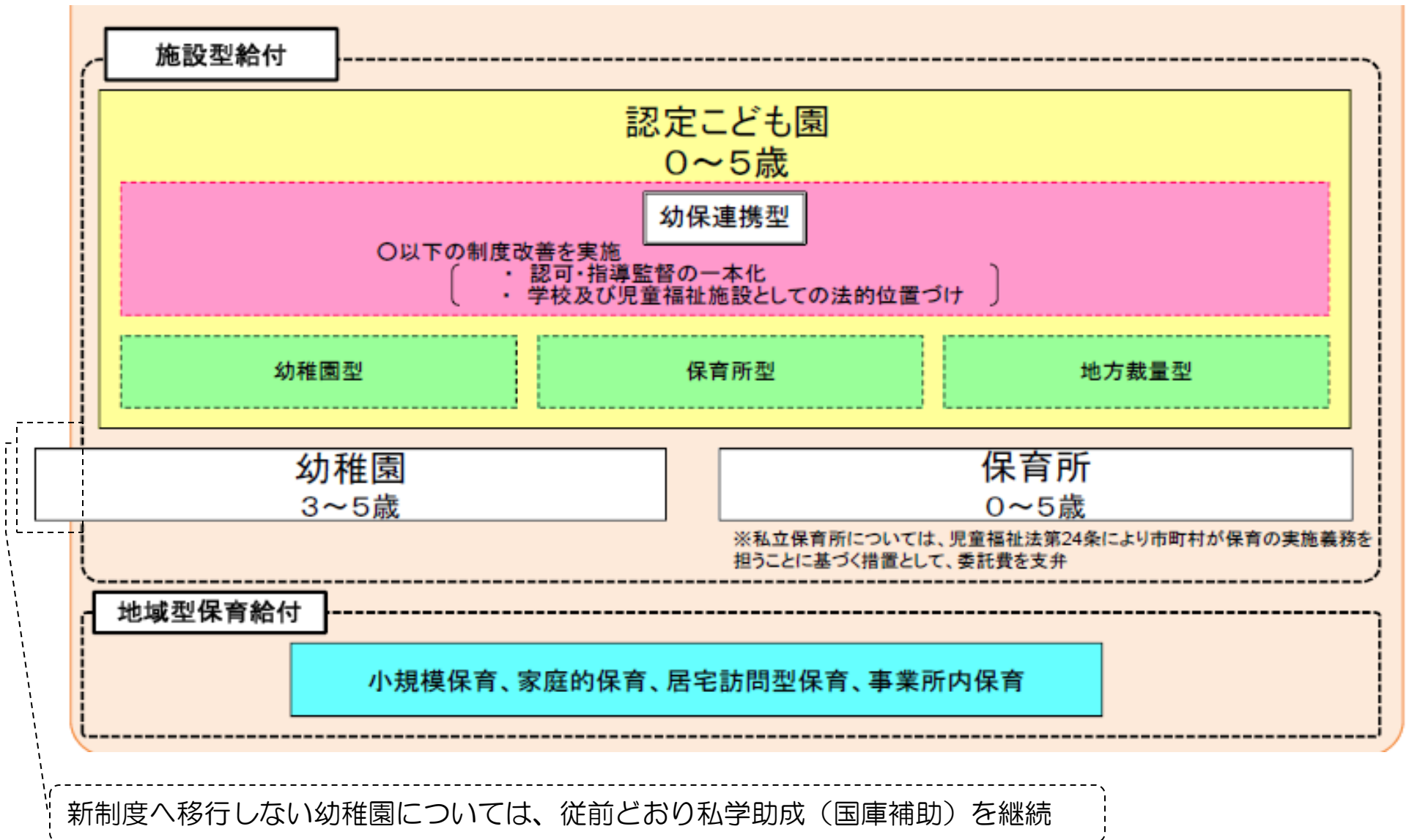
- 小規模保育（利用定員6人～19人）
- 家庭的保育（利用定員5人以下）
- 居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅において保育を提供）
- 事業所内保育（主に従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもにも保育を提供）

《イメージ》

認可権は、指定都市長・中核市長に権限委譲



(参考) 幼児期の学校教育・保育の提供体制 (イメージ図)



8 施設型給付と地域型保育給付の対象となる「確認」手続きの概要

《特定施設と「確認」について》

【「確認」について】

- 市町村は、認可を受けた施設・事業者に対して、各施設・事業者の利用定員を定め、施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設・事業者を「確認」する。
- 「特定教育・保育施設」「特定地域型保育事業者」としての確認基準を、市町村は条例で定める。
(施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、「確認」があったものとみなす。)



- 「確認」を受けた保育所・幼稚園・認定こども園は、「特定教育・保育施設」として「施設型給付」の対象となる。
- 「確認」を受けた地域型保育事業者は、「特定地域型保育事業者」として「地域型保育給付」の対象となる。

【対象施設・事業者について】

<法人格>

- 幼稚園・保育所・認定こども園については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。

<基準の遵守>

認可基準に加えて、確認基準遵守のため、市町村は指導監督を実施する（立入検査・基準遵守の勧告・措置命令・確認取消し等）

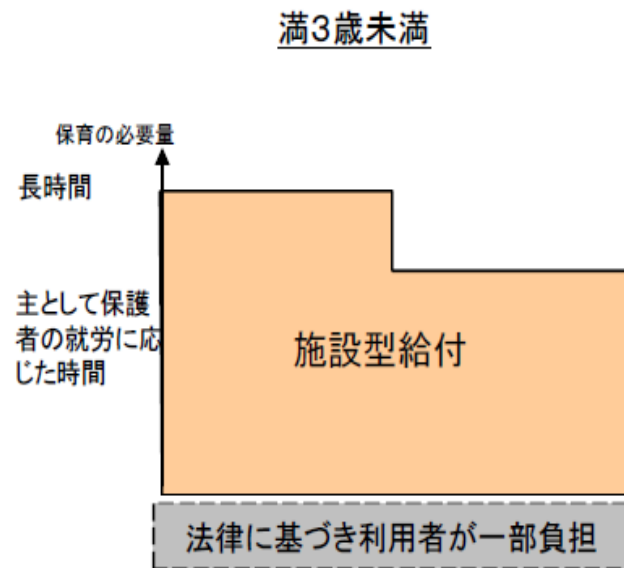
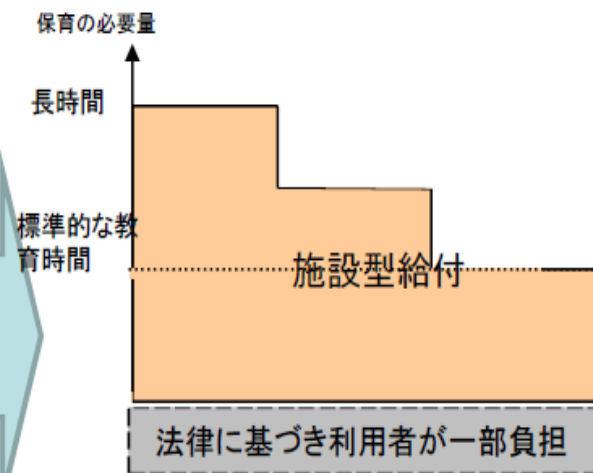
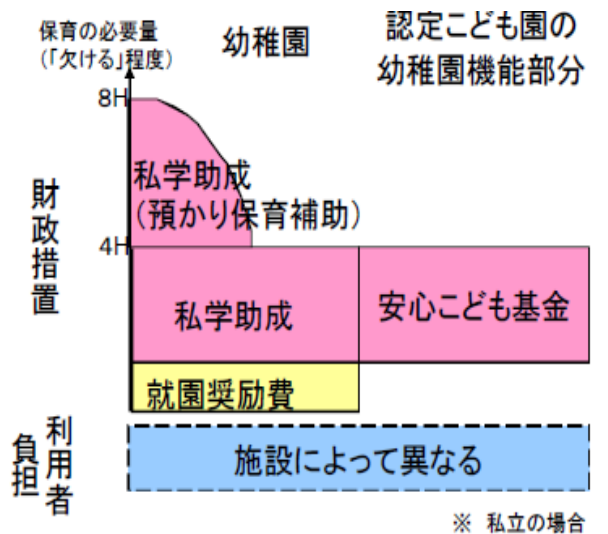
9 施設型給付の概要

《施設型給付費》 保育所、幼稚園、認定こども園共通の給付費となり、以下の給付構成を基本とする。

【現行制度】

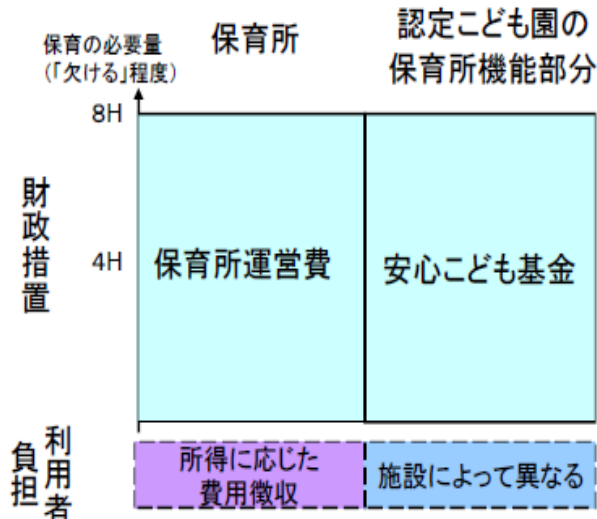
【新制度】

- 満3歳以上児への標準的な教育時間への給付
- 満3歳以上児への保護者の就労時間に応じた保育に対応する給付
- 満3歳未満児への保護者の就労時間に応じた保育に対応する給付



※私立保育所については、児童福祉法第24条に則り、市町村から委託費として支払う。

- 新制度の利用者負担や給付費の水準は、財源の在り方と併せて、制度施行までに検討する。
- ※上記の他、特色ある取組(例:特別支援教育等)に対する奨励的な補助として私学助成を措置。
- ※施設型給付の対象として確認を受けない幼稚園の場合は、私学助成を継続。
- ※休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。
- 給付は、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。



10 教育・保育施設の利用(申込・契約)の概要

新制度では、教育・保育を受けようとする子どもの保護者の申請に基づいて、市町村は保育の必要性（有無、事由、必要量の区分、優先利用等）を認定する。保護者は、認定された区分に応じて、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の中から、それぞれニーズに応じた施設と契約する。

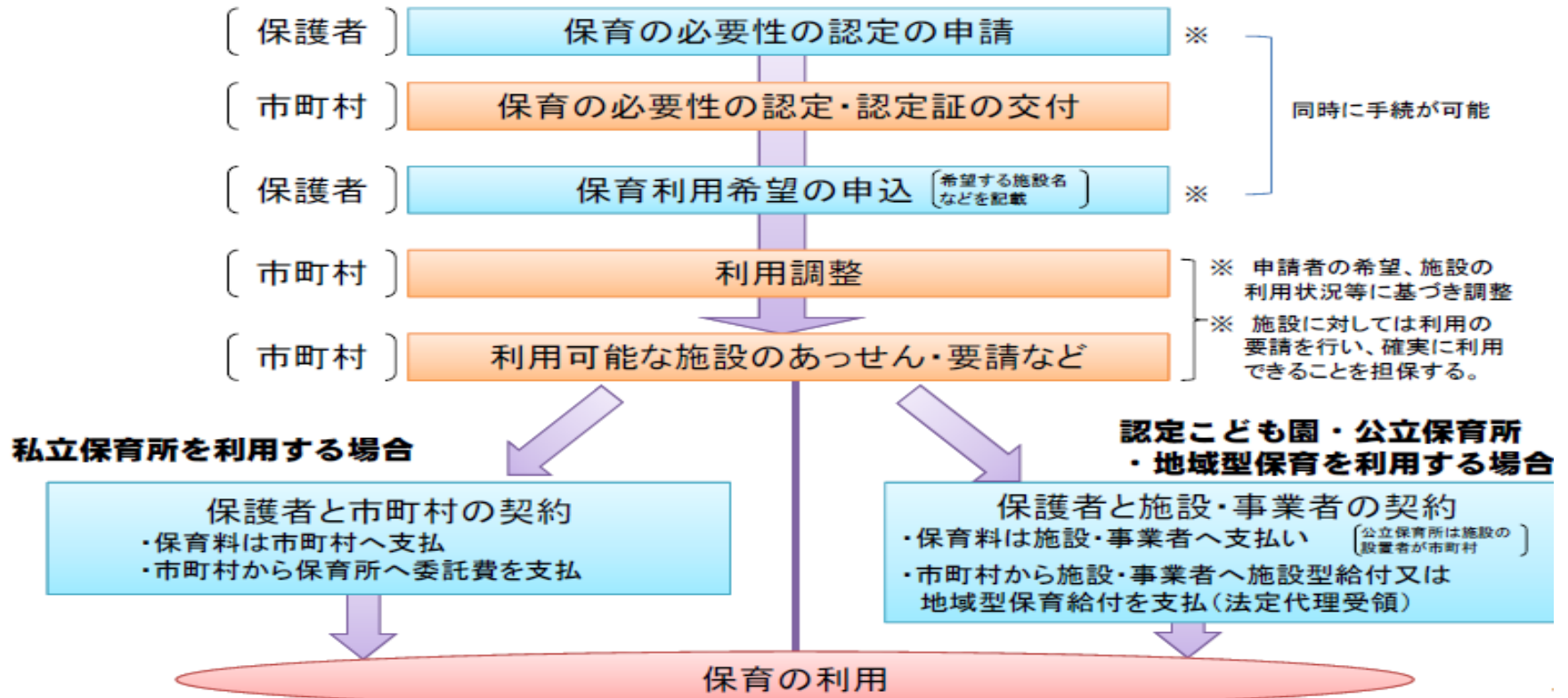
【保育の必要性のある児童】

- ・市町村は情報提供・相談を行い、保護者は市町村に利用を申込み。（私立保育所は保護者と市町村の契約）
- ・基本的に市町村が利用調整の上、利用可能な施設・事業者をあっせん・要請。著しく保育の利用が困難の場合は、市町村による措置入所。

【保育の必要性のない児童】

- ・市町村において、3歳以上児であること及び保護者の所得を確認することをもって、利用者負担の設定とともに認定するなど、認定証の発行を含め、簡素な手続きを検討中。

《保育を必要とする場合の利用調整のイメージ》



11 地域子ども・子育て支援事業

1 利用者支援事業【新規】

身近な場所において、子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことで、子ども子育て支援に関する施設や事業を円滑に利用できるように支援する事業

2 延長保育事業

通常の保育以外の時間外保育の利用に対して助成する事業

3 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

教育・保育施設等を利用する保護者の世帯の所得等の事情を勘案して、市町村が定める基準に該当する場合に、施設に支払う物品の購入費用や行事参加費用等の実費徴収に係る費用を助成する事業

※幼稚園、保育所等の運営状況を踏まえて詳細を検討

4 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業（特別支援教育に関する支援等）

※幼稚園、保育所等の運営状況を踏まえて詳細を検討

5 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校の児童で、授業終了後保護者の労働等による留守家庭児童を預かる事業

⇒小学校6年生まで対象拡大、設備及び運営に関する基準の策定、市町村への届出、基準に基づく立入調査等（児童福祉法改正）

6 子育て短期支援事業

保護者が疾病等により家庭での養育が困難となった場合や、短期に保護を必要とする場合などに、乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設において一時的に養育・保護する事業

7 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

保健師等が全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供・乳児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言を行う事業

地域子ども・子育て支援事業(続き)

8 要保護児童等に対する支援に資する事業(養育支援訪問事業等)

育児ストレス等により虐待につながる恐れのある家庭や未熟児・多胎児等を養育している家庭など養育するうえで支援を要する家庭に対して、ヘルパーや相談員を派遣し、家事・育児援助や指導・助言を行うことで身体的・精神的負担を軽減し、児童虐待を予防する事業

9 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業

10 一時預かり事業

保護者の就労・病気・冠婚葬祭などの理由により一時的に保育に欠ける場合、保育所等で一時的に子どもを預り、保育する事業

11 病児・病後児保育事業

保育を必要とする乳幼児や児童のうち、疾病にかかっている場合や回復期にある場合について、保育所、認定こども園、病院等で一時的に保育を行う事業

12 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助をしたい人(提供会員)を登録し、会員相互間で育児等の援助を行う事業

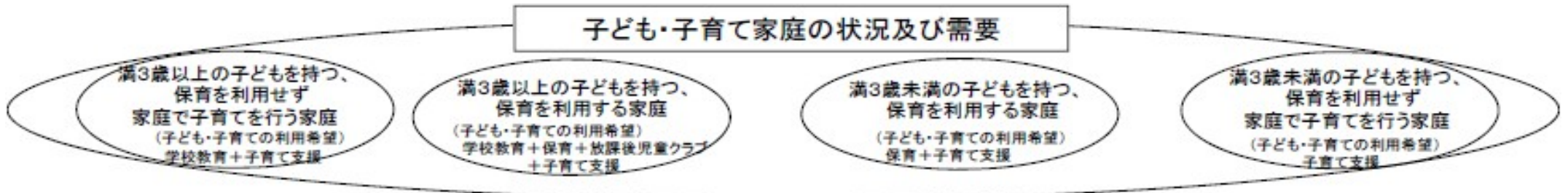
《援助の事例》保育施設の送迎、放課後の預かり、買い物等外出時の預かり、保護者の病気や冠婚葬祭等の急用時の預かり

13 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)

妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えるため、健康診査に係る費用の一部を助成する事業

12 市町村子ども・子育て支援事業計画について

- 市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画で、全市町村で作成する。
- 国は、計画作成のための基本指針を策定（案がほぼ確定。8月6日の自治体向け説明会で提示済）
- 基本指針をもとに、**ニーズ調査（25年度）**を実施し、事業計画を策定する。（25～26年度）



需要の調査・把握(現在の利用状況＋利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況＋利用希望)、「確保方策」(確保の内容＋実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

放課後
児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

市町村子ども・子育て支援事業計画について(続き)

<計画記載事項>

基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載する。

【必須記載事項】

- 区域の設定
- 需要量の見込み・提供体制の確保の内容や実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

13 都道府県との調整について

子ども・子育て支援新制度では、市町村が実施主体となり、都道府県・国が市町村を重層的に支える仕組み。

《都道府県の役割》

- ・ 都道府県は、広域自治体として、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」を策定
- ・ 市町村が新制度を健全かつ円滑に運営できるよう、必要な助言・援助等を行う
- ・ 子ども・子育て支援施策のうち、市町村の広域的な対応

そのため、市町村は、子ども・子育て支援に関する施設や事業について、市域を超えた広域調整が必要な場合があり、子ども・子育て支援法等で都道府県との調整・協議等が必要な場合を規定している

○「市町村子ども・子育て支援事業計画」策定時の協議

「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定・変更しようとするときは、あらかじめ都道府県に協議 ⇒ 必要に応じて調整 ⇒ 確定（都道府県に提出）

都道府県は、市町村計画の数値を足し上げて、都道府県子ども・子育て支援事業計画を策定

○認可・確認時の協議

- ・ 幼保連携型認定こども園を中核市長が認可する場合には、あらかじめ都道府県に協議
- ・ 市町村が、施設・事業所の確認をするうえで利用定員を設定する場合は、あらかじめ都道府県に協議

本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定)

→ 国で実施 → 自治体で実施

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
主な動き (想定)			4月 消費税8%引き上げ(注1) 保育緊急確保事業実施	本格施行(注2) 10月 消費税10%に引き上げ(注1)
基本指針・事業計画		会議等での検討 市町村・都道府県事業計画の検討		
認可基準(幼保連携型 認定こども園)・ 確認基準		会議等での検討	条例の検討	認可・確認事務
保育の必要性の 認定基準		会議等での検討		認定事務
公定価格	実態調査	実態調査、会議等での検討	骨格の提示 利用者負担の設定	
市町村事業		会議等での検討	条例(注3)の検討	届出受理・事業実施準備
幼保連携型認定こども園 保育要領(仮称)		関係審議会等での検討	ガイドライン等の策定	認定こども園職員に対する研修等
保育緊急確保事業		対象事業、要綱等の検討 保育計画の改定 (特定市町村)	保育緊急確保事業の実施	
実施体制	子ども・子育て支援新制度施行準備室(内閣府)	自治体において準備組織を設置		子ども・子育て本部(内閣府) 一元的実施体制を整備

子ども・子育て会議設置
地方版も
順次設置

(注1) 消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。

(注2) 本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

(注3) 地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

市町村子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条

市町村は、**条例で定める**ところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- 2 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- 4 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

上記事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。(ニーズ調査)

熊野町子ども・子育て会議

- 平成25年12月議会上程⇒条例制定
- 次世代育成支援対策推進協議会を移行予定
- 委員は20名以内
 - (1) 子どもの保護者
 - (2) 事業主を代表する者
 - (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) その他町長が適当と認める者
- 別紙「条例案」及び「他市町対照表」参照

条例案（未定稿）

議案第 号

熊野町子ども・子育て会議条例案を次のとおり提出する。

平成25年12月 日 提出

熊野町長 三 村 裕 史

熊野町子ども・子育て会議条例案

熊野町子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、熊野町こども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

子どもの保護者

事業主を代表する者

子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

関係行政機関の職員

その他町長が適当と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうち部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、民生部民生課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 36 年熊野町条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

別表国民健康保険運営協議会委員の項の次に次のように加える。

熊野町子ども・子育て会議委員 " 5 , 7 0 0 円

他市町対照表

尾道市	竹原市	三原市	海田町	法令	熊野町(案)
<p>尾道市子ども・子育て会議設置条例</p> <p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、尾道市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(任務) 第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(組織) 第3条 子ども・子育て会議は、20人以内の委員で組織する。 2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。 3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 子どもの保護者 (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>(任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。</p> <p>(会長及び副会長) 第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき</p>	<p>竹原市子ども・子育て会議条例</p> <p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、竹原市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(組織) 第3条 子ども・子育て会議は、委員17人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 子どもの保護者 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 子ども・子育て支援に関する学識経験のある者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長及び副会長) 第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、</p>	<p>三原市子ども・子育て会議条例</p> <p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項及び第3項の規定に基づき、三原市における子ども・子育て支援に係る施策の推進に関し調査審議等をするため、三原市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務) 第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、意見を述べること。 (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること。 (3) 三原市子ども・子育て支援事業計画に関し、意見を述べること。 (4) 三原市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。</p> <p>(組織) 第3条 会議は、委員18人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1) 子どもの保護者 (2) 事業主を代表する者 (3) 労働者を代表する者 (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 (6) その他市長が適当と認める者</p> <p>(委員の任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長及び副会長) 第5条 会議に、会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた</p>	<p>海田町子ども・子育て会議条例</p> <p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、海田町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務) 第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(組織) 第3条 会議は、委員20人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。 子どもの保護者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 子ども・子育て支援に関する学識経験のある者 その他町長が必要と認める者</p> <p>(任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長及び副会長) 第5条 会議に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、</p>	<p>子ども・子育て支援法、子ども・子育て会議令</p> <p>(設置) 【法】第七十二条 内閣府に、子ども・子育て会議(以下この章において「会議」という。)を置く。</p> <p>(権限) 【法】第七十三条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。 2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べるができる。 3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べるができる。</p> <p>(会議の組織及び運営) 【法】第七十四条 会議は、委員二十五人以内で組織する。 2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 3 委員は、非常勤とする。</p> <p>(委員の任期) 【令】第一条 子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長) 【令】第二条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p>	<p>熊野町子ども・子育て会議条例</p> <p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、熊野町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務) 第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(組織) 第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。 子どもの保護者 事業主を代表する者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 関係行政機関の職員 その他町長が適当と認める者</p> <p>(委員の任期) 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長及び副会長) 第5条 会議に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、</p>

他市町対照表

尾道市	竹原市	三原市	海田町	法令	熊野町(案)
<p>きは、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第6条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。 2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(部会) 第7条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。</p> <p>(庶務) 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部において処理する。</p> <p>(委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(庶務) 第6条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課子ども福祉室において処理する。</p> <p>(委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>ときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(部会) 第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうち部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>(会議の運営) 第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮</p>	<p>その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(部会) 第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>(庶務) 第8条 会議の庶務は、福祉保健部子ども課において処理する。</p> <p>(委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p>	<p>(議事) 【令】第五条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。 2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。</p> <p>(資料提出の要求等) 【法】第七十五条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。</p> <p>(専門委員) 【令】第三条 会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 4 専門委員は、非常勤とする。</p> <p>(部会) 【令】第四条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。 6 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。</p> <p>(庶務) 【令】第六条 会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。</p> <p>(政令への委任) 【法】第七十六条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令</p>	<p>その職務を代理する。</p> <p>(会議) 第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(部会) 第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうち部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>(庶務) 第8条 会議の庶務は、民生部民生課において処理する。</p> <p>(委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p>

他市町対照表

尾道市	竹原市	三原市	海田町	法令	熊野町(案)
<p>付 則 (施行期日) 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>(招集の特例) 2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。</p> <p>提案理由 子ども・子育て支援法の施行に伴い、子ども・子育て会議に関し、必要な事項を定めるための条例制定である。</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 1 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年竹原市条例第3号)の一部を次のように改正する。 別表第1子育て支援ネットワーク委員会の項の次に次のように加える。 竹原市子ども・子育て会議 会長 日額 7,600円 副会長 日額 7,100円 委員 日額 7,000円</p> <p>〔提案理由〕 子ども・子育て支援法が施行され、市が設置する子ども・子育て会議に関し必要な事項について条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定を整備するため、この条例案を提出するものである。</p>	<p>って定める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(最初の会議の招集) 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が招集する。</p> <p>(三原市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 2 三原市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年三原市条例第45号)の一部を次のように改正する。 別表第1附属機関の委員の部に次のように加える。 子ども・子育て会議委員日額7,100</p> <p>(提案理由) 子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項の規定に基づき、三原市子ども・子育て会議を設置するとともに、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年海田町条例第9号)の一部を次のように改正する。 別表保育所運営審議会委員の項の次に次のように加える。 海田町子ども・子育て会議委員 日額6,100円</p> <p>提案理由 子ども・子育て支援法の施行に伴い、海田町子ども・子育て会議に関し、必要な事項を定める。</p>	<p>で定める。</p> <p>(会議の運営) 【令】第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(招集の特例) 2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。</p> <p>(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年熊野町条例第4号)の一部を次のように改正する。 別表国民健康保険運営協議会委員の項の次に次のように加える。 熊野町子ども・子育て会議委員 " 5,700円</p> <p>提案理由 子ども・子育て支援法の施行に伴い、熊野町子ども・子育て会議に関し、必要な事項を定める。</p>

熊野町子ども・子育て会議スケジュール(案)

年度	月	国の動き	次世代育成支援対策推進協議会 熊野町子ども・子育て会議	【次世代】 【子ども】
25年度	4月	子ども・子育て会議設置		
	5月			
	6月	基本指針、各種基準 公定価格等の検討		
	7月			
	8月	基本指針(案)及び ニーズ調査イメージ提示		
	9月			
	10月			
	11月	各種基準、公定価格 等の検討	【次世代】第1回会議:新制度について及び町の現状(11/6)	
	12月		【次世代】第2回会議:ニーズ調査について(11/19)	
	1月		ニーズ調査実施 熊野町子ども・子育て条例を制定 委員選任(次世代委員を移行+@)	
	2月		【子ども】第1回会議:ニーズ調査結果について、計画内容検討	
3月	各種基準公表(予定)	【子ども】第2回会議:計画内容検討		
26年度	4月			
	5月		【子ども】第3回会議:計画内容検討	
	6月			
	7月		【子ども】第4回会議:事業計画(案)完成	
	8月		事業計画(案)パブリック・コメント	
	9月			
	10月		【子ども】第5回会議:事業計画決定	
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			

熊野町の現状について

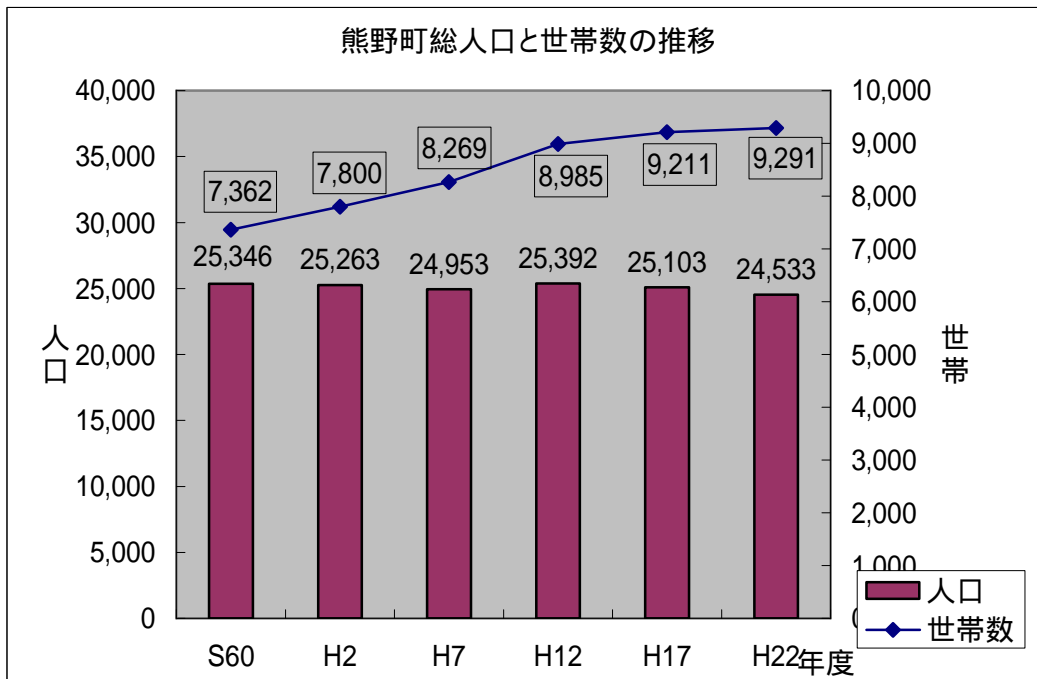
1 これまでの国の動きと本町の取り組み

年	国の動き	本町の取組
平成 6 年 (1994 年)	・エンゼルプラン策定	
平成 11 年 (1999 年)	・新エンゼルプラン策定	
平成 13 年 (2001 年)	・仕事と子育ての両立支援等の方針 (待機児童ゼロ作戦等)閣議決定	・筆の都子ども未来 2 1 策定
平成 15 年 (2003 年)	・次世代育成支援対策推進法制定 ・少子化社会対策基本法施行	
平成 16 年 (2004 年)	・少子化対策大綱 閣議決定 ・子ども・子育て応援プラン 少子化社会対策会議決定	
平成 17 年 (2005 年)		・熊野町次世代育成支援行動計画策定
平成 18 年 (2006 年)	・新しい少子化対策について 少子化社会対策会議決定 ・認定子ども園制度スタート	
平成 19 年 (2007 年)	・「子どもと家庭を応援する日本」 ・重点戦略 少子化社会対策会議決定	
平成 22 年 (2010 年)	・「新待機児童ゼロ作戦」について 厚生労働省発表	・熊野町次世代育成支援行動計画 (後期計画)策定
平成 22 年 (2010 年)	・子ども・子育てビジョン閣議決定 ・子ども・子育て新システム検討会議	
平成 24 年 (2012 年)	・子ども・子育て新システムの基本制度 少子化社会対策会議決定 ・子ども・子育て関連 3 法公布	
平成 25 年 (2013 年)	・子ども・子育て会議設置	

2 熊野町の現状

人口の推移

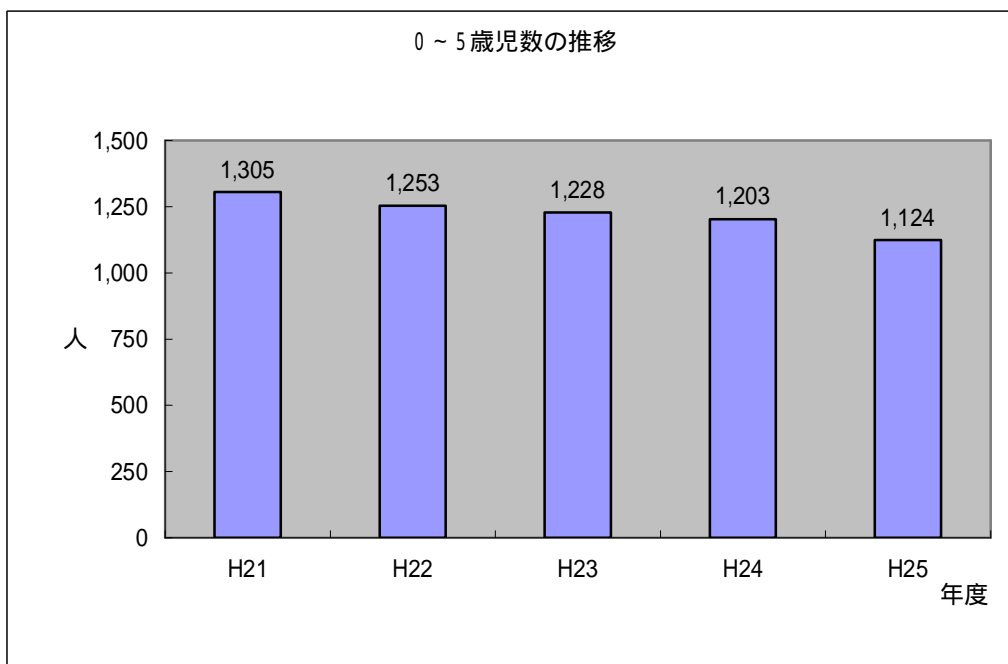
国勢調査によると、本町の総人口は、平成22年は24,533人、世帯数は9,291世帯でした。世帯数は増加傾向ですが、総人口は減少傾向です。



資料：国勢調査結果

0～5歳児数の推移

0～5歳児数は、減少傾向にあります。

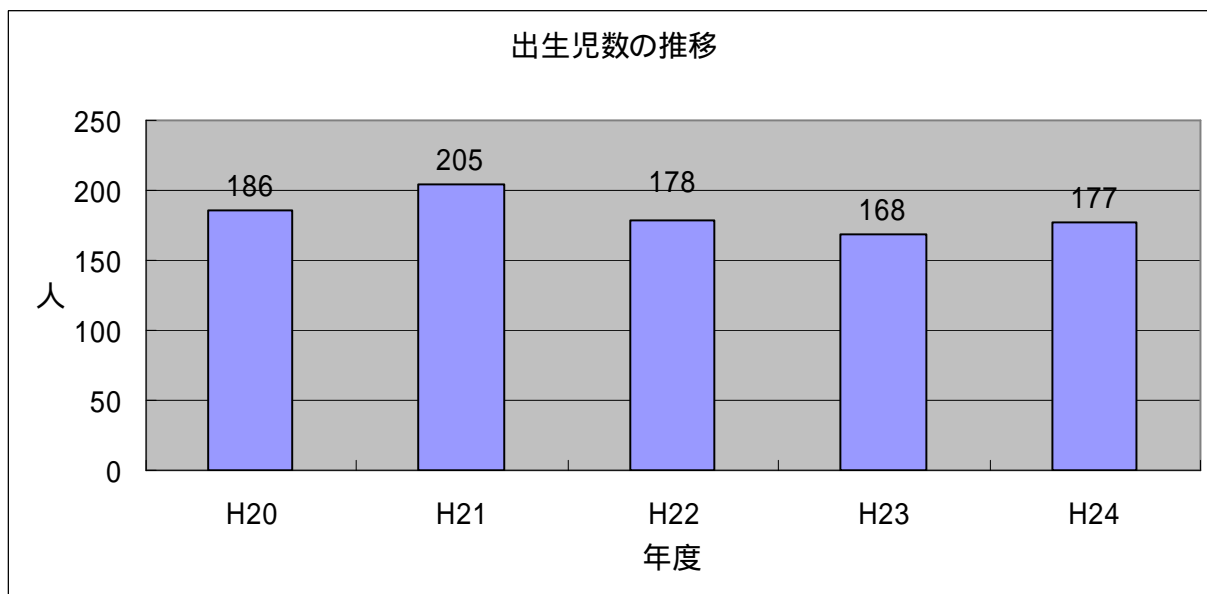


資料：各年9月末現在の住民基本台帳（日本人）に基づく人口

出生児童数の推移

出生児童数は、180人前後で推移しています。

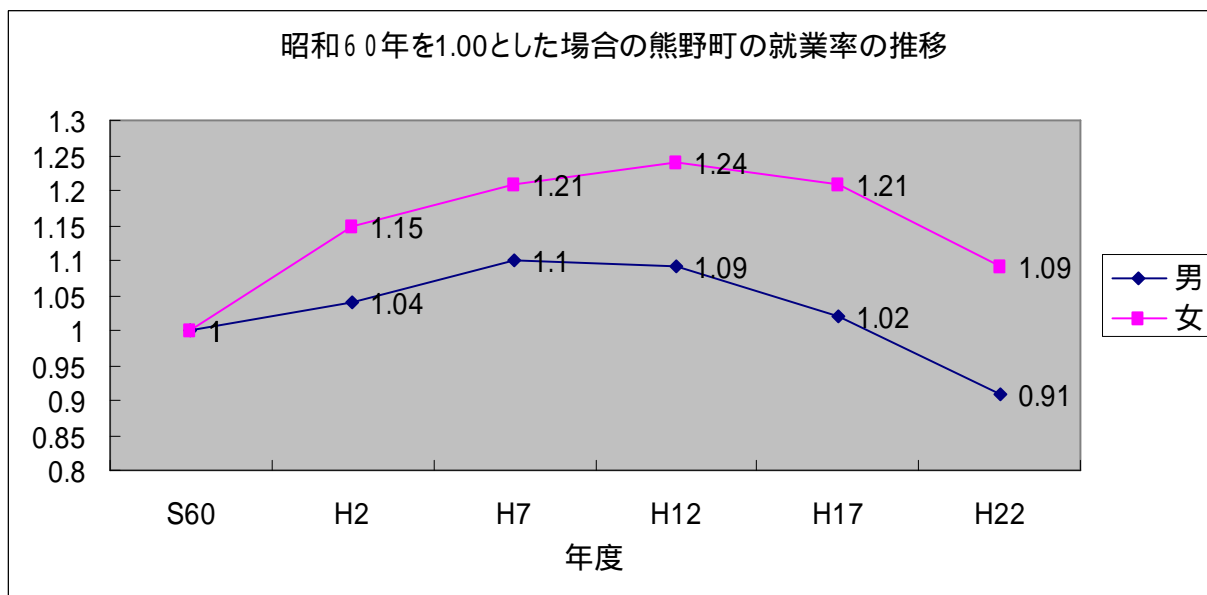
一人の女性が生涯に産む子どもの数の理論値である合計特殊出生率は、平成22年の国勢調査によると、熊野町は1.37で、広島県の1.30よりは高く、全国の1.39よりは低くなっています。



資料：各年度の住民異動に基づく人数

就業の状況

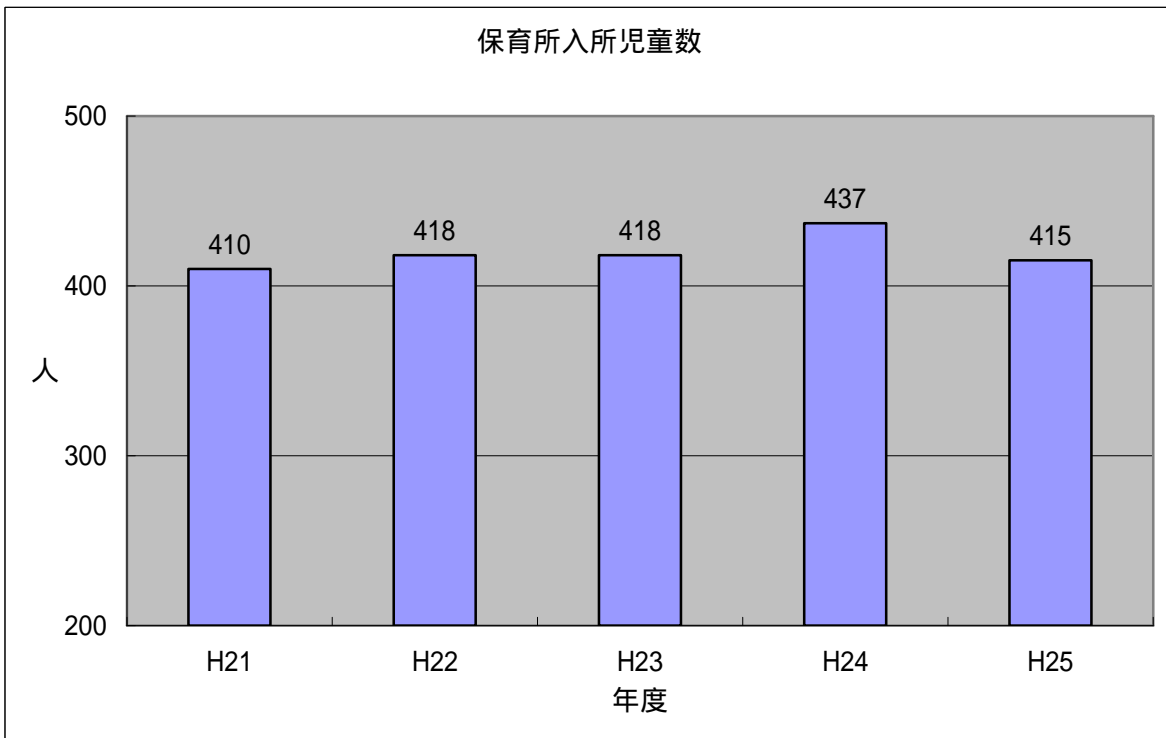
男女共に、近年は減少傾向にあり、昭和60年度対比において、平成22年度は男性が1.00を下回っています。



資料：国勢調査結果（産業別就業者数）より

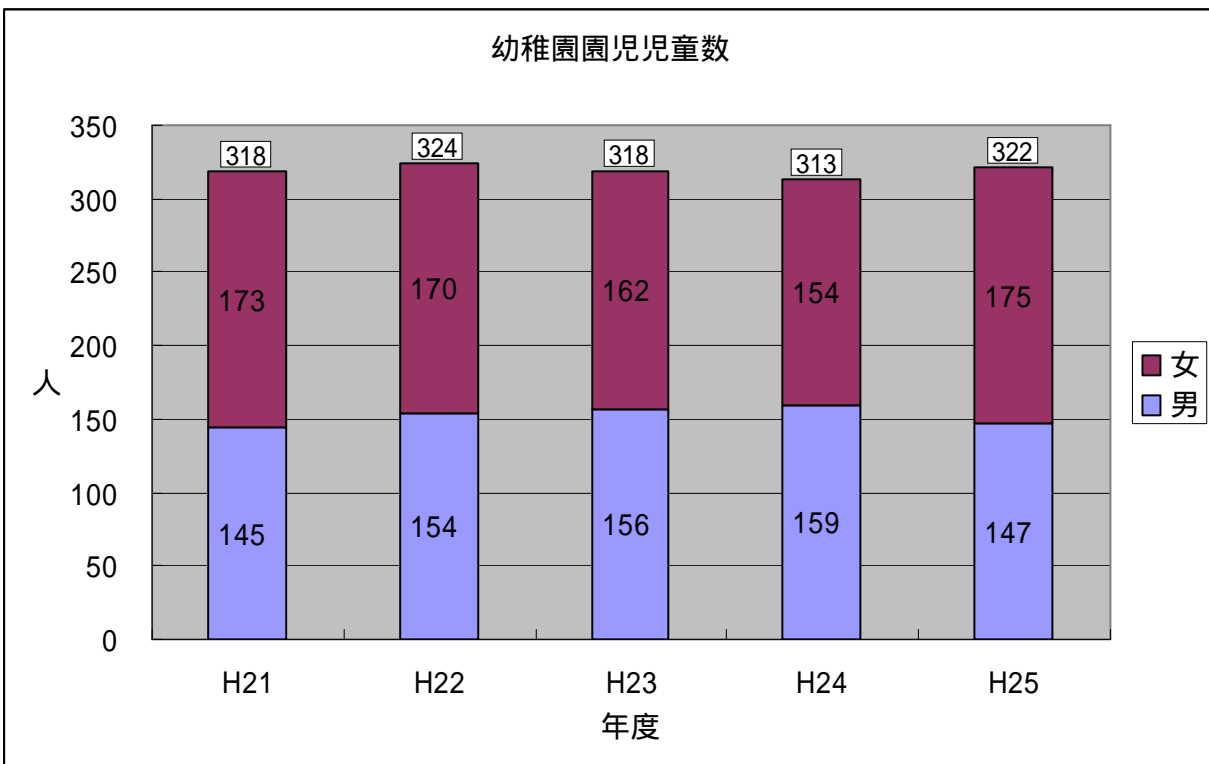
3 保育所・幼稚園等の状況

保育所の状況 《公立1園、私立3園》



資料：各年4月1日現在の保育台帳（他市町との委託及び受託分を含む。）より
 保育所定員は、各年450人

幼稚園の状況 《私立3園》

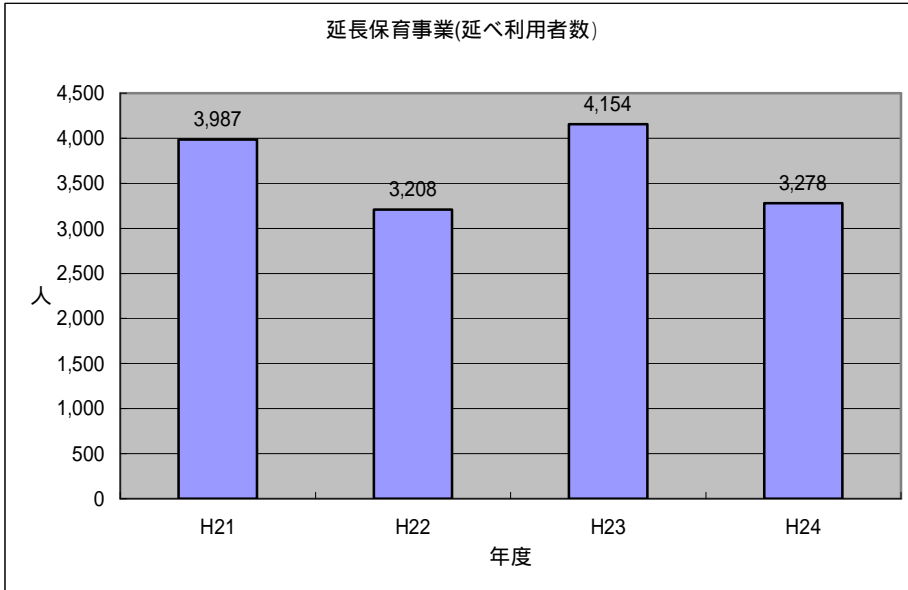


資料：学校基本調査より（各年5月1日現在）

4 地域子ども・子育て支援事業対象事業の状況

延長保育事業

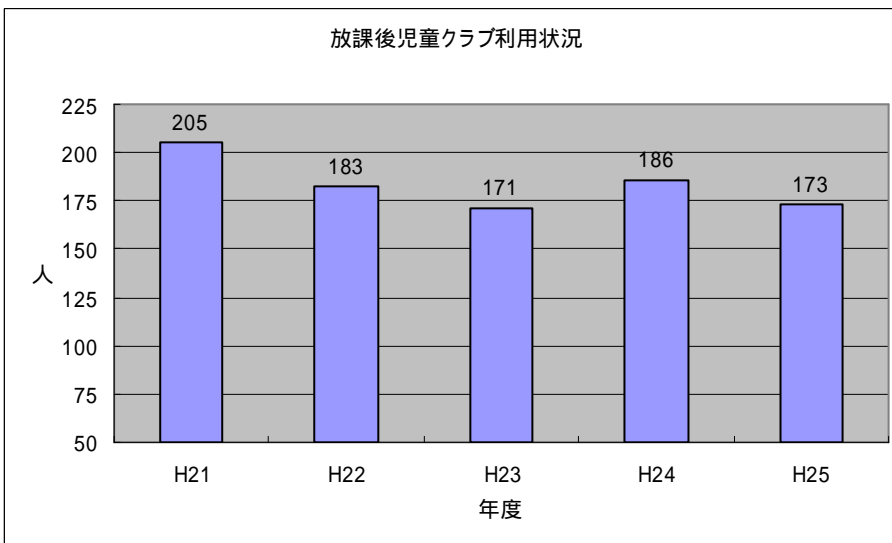
保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため、私立保育園は午後7時まで、公立保育園は午後7時30分までの延長保育を実施し、長時間保育への需要に対応する。



資料：熊野町データより

放課後児童健全育成事業

小学校の児童で、授業終了後保護者の労働等により家庭で保護を受けられない留守家庭児童を保護し、健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業として児童クラブを開設・運営している。



資料：熊野町データ（各年度10月1日現在）より

ア 対象児童：小学校1～3年生（全小学校）

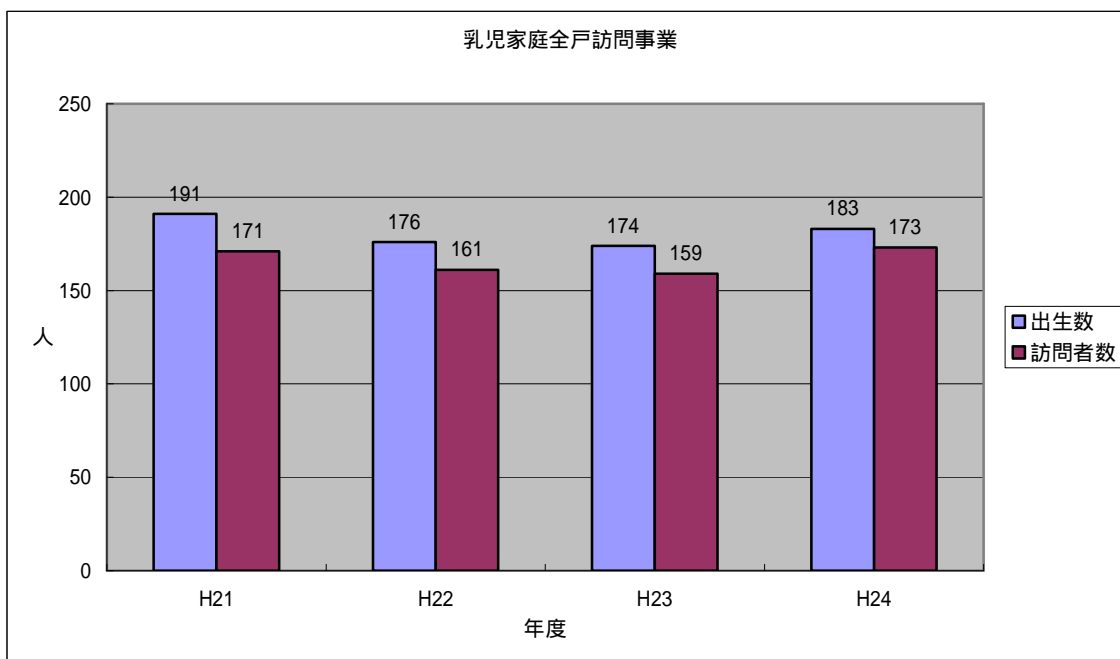
イ 実施日：日曜日、祝日、年末年始を除く毎日

ウ 実施時間：授業終了時から午後6時まで

（土曜日、長期休暇等の学校休業日は午前8時30分から午後6時まで）

乳児家庭全戸訪問事業

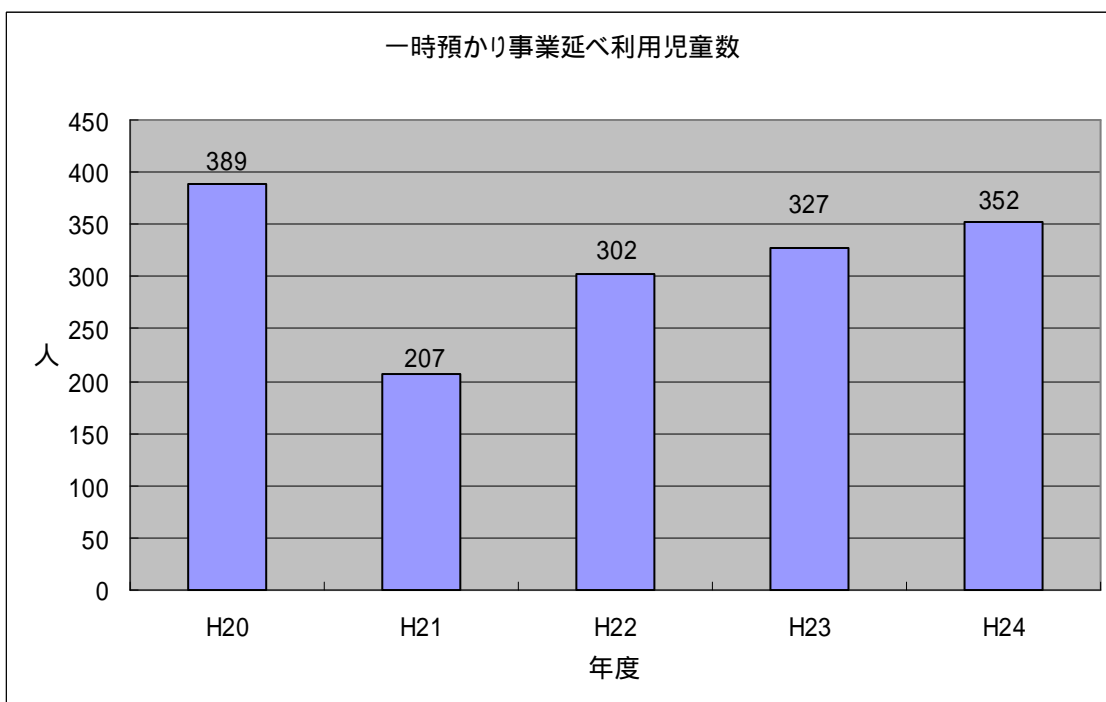
生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を対象に、保健師等が家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言等を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結びつける。



資料：熊野町データより

一時預かり事業 《公立1園》

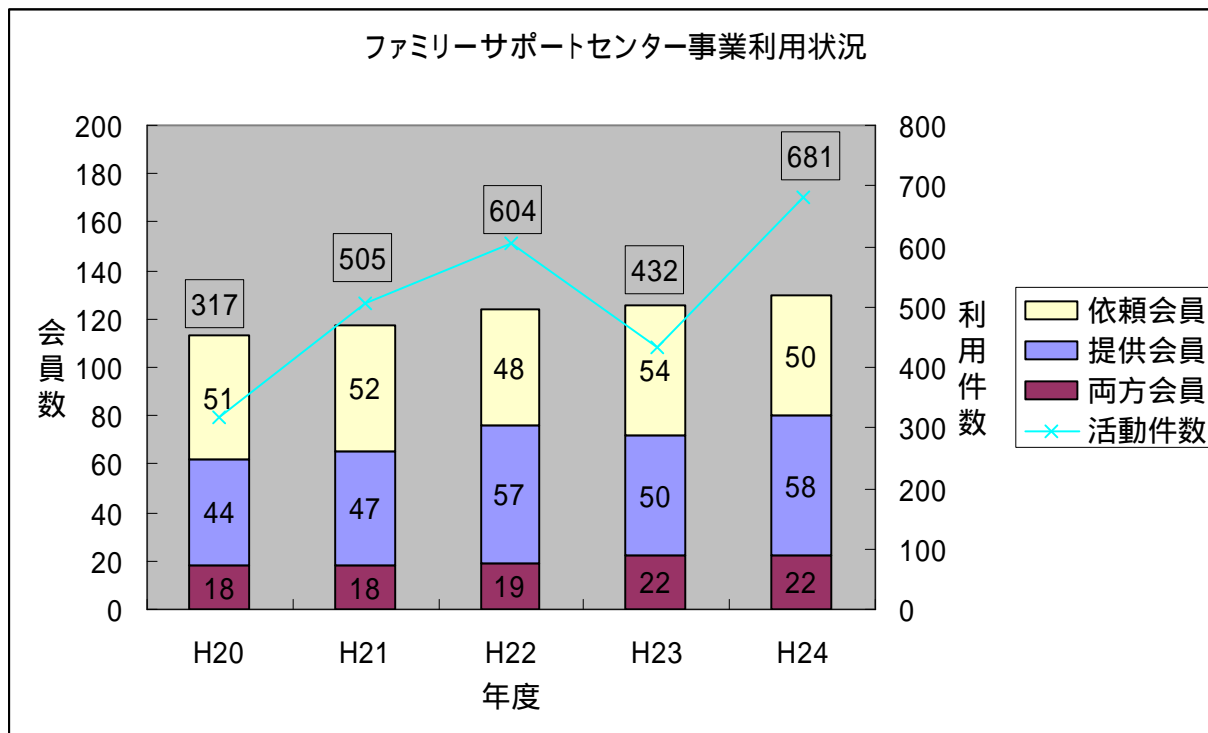
保護者のパート就労に伴う非定期的保育や、保護者の急な疾病等に対応した緊急保育等の一時的保育を実施する。



資料：熊野町データより

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（提供会員）を会員登録し、会員相互間で育児の援助を行う。



資料：熊野町データより

依頼会員が援助を受けた場合に、提供会員に支払う報酬額基準

- ・ 平日（月曜日から金曜日）7：00～19：00500円 / 時間
- ・ 土日、祝日、年末年始。平日 19：00～22：00600円 / 時間

援助活動件数 681件（平成24年度）

区 分（県報告区分）	件数（件）
保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	310
保育施設までの送迎	228
放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	73
学校の放課後の子どもの預かり	0
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	0
買い物等外出の際の子どもの預かり	0
その他	70
合 計	681

その他は、学校始業前の子どもの預かり など

「市町村子ども・子育て支援事業計画」 の作成に向けたニーズ調査について

【平成 25 年 11 月 6 日】

熊野町民生部民生課

1. 制度上の位置付け

～ 国の第4回子ども・子育て会議(平成25年7月5日実施)の「資料1-3」(以下「国資料」という。)を基に作成 ～

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、計画期間（5年間）について **「量の見込み」**と「確保の内容」・「実施時期」を記載



- **「量の見込み」**は、「現在の利用状況」+ **「今後の利用状況」**を踏まえて設定



「今後の利用状況」を把握するためには、住民に対する利用希望の調査が必要

- 昨年8月に成立した子ども・子育て支援法においては、

・子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向などを勘案して作成

・子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事業を勘案して作成するように努めるものとする

ことを法定し、市町村による住民の利用希望などの把握を明記



子ども・子育て支援新制度では、住民の利用希望の把握の必要性が高い

2. 利用希望などの把握に係る考え方について

～ 国資料を基に作成 ～

(1) 利用希望の把握の主体

- 新制度の実施主体たる市町村が、具体的な内容を決定
 - ※利用希望の把握の実施時期、実施方法など
- 国は、新制度の趣旨に照らし、下記を実施
 - ① 各市町村の事業計画に「量の見込み」が適切に設定されるよう、利用希望の把握方法のひな形（資料3）を提示



※各市町村は、上記のひな形を踏まえて具体的な内容を決定

- ② 各市町村が作成する事業計画において設定される「量の見込み」について、「現在の利用状況」＋「今後の利用希望」を踏まえて設定することを、国の基本指針に規定

(2) 利用希望の把握方法

- ① 対象年齢
 - 国では、利用希望の把握について、**就学前の子ども（0～5歳）**を主たる対象者と考え、放課後児童クラブの利用希望の把握の対象は、市町村に委ねるとしている。

② 把握方法

- ・対象年齢の子どもがいる世帯へのアンケート調査
- ・具体的な抽出方法は、各市町村において設定

③ 把握する具体的な項目

1) 利用希望を把握する事業の区分

- ・「幼児期の学校教育」・「保育」 → 定期的な利用が主
(例：月～金の利用で1日○時間／月・水・金の利用で月△時間 など)
- ・「地域の子育て支援」 → その都度の利用が主
(例：地域子育て支援拠点事業を週□日程度利用 など)

★ 「幼児期の学校教育」に含まれる事業

幼稚園、認定こども園（標準時間）

※幼稚園における「預かり保育」については、利用の有無や利用状況を区別して把握

★ 「保育」に含まれる事業

認可保育所、認定こども園（長時間利用）、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、自治体が独自に認証・認定した保育施設、その他の認可外保育施設 など

☆ 「地域の子育て支援」に含まれる事業

子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 など

2) 1) の各区分に応じて「現在の利用状況」＋「今後の利用希望」を把握

→ 現在の利用状況のまま／現在利用している事業について利用頻度を変更したい／現在は利用していないが今後は利用したい など

3) 「保育」は就労状況によって利用可否が変わる。

→ **今後の**就労希望を調査

・就労を希望する時期や就労形態等について複数の選択肢を付して聞く。

④ 検討に際して考慮すべき点

○ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画策定時の調査における課題点について

課題1： 保育、放課後児童クラブ、その他の事業（一時預かり、病児・病後児保育等）の必要量が実際の利用状況に比べて高く出る傾向が見られた。

→

- ・一定の利用料が発生することを明記
- ・就労希望の時期や就労形態等について複数の選択肢を付して聞く。
- ・同趣旨の事業の利用希望については、まとめて把握し、実施する事業の振り分けについては、各自治体が裁量を持てる形にする。

つづく

課題 2 : 見込み量が十分ではなかった

- ・子育て家庭の孤立化が進んでいる。
- ・地域の子育て支援の認知度が十分でなく、質が十分でないため、利用希望が出にくい。

○ 調査項目を増やしてきめ細やかな調査をするか、項目を絞ってわかりやすい調査をするか

→ 国で、量の見込みの推計上必要な（＝全国共通）項目を明確化しつつ、必要に応じて、項目を追加し、又は絞り込みができるような仕組みとする。

ニーズ調査イメージ (国提示分)

次ページ以降は、平成 25 年 8 月 6 日に「子ども・子育て支援新制度説明会」(自治体向け説明会)の資料 1-5 として提示されたもの。このイメージを元に、本町独自項目などを追加し調査票を決定する。

調査票のイメージ

調査対象となる子どもの保護者が記入することを想定
量の見込みの推計上必要な項目を青字で表記

(注) 施設・事業の名称についてそれぞれの地域で親しまれている名称とするなど、回答者にとって分かりやすい名称に変更することも可能。

回答するに当たってお読みください

あなたがお住まいの市町村では、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5 年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成し、計画的に給付・事業を実施することとされています（平成 27 年度から実施予定）。

本調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を市町村が算出するため、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。

なお、ここで回答していただいた内容（施設や事業の利用希望等）は、施設や事業の具体的な利用の可否を確認・決定するものではありません。将来の利用希望を変更していただいても構いません。

また、この制度は、以下のような考え方に基づいています。

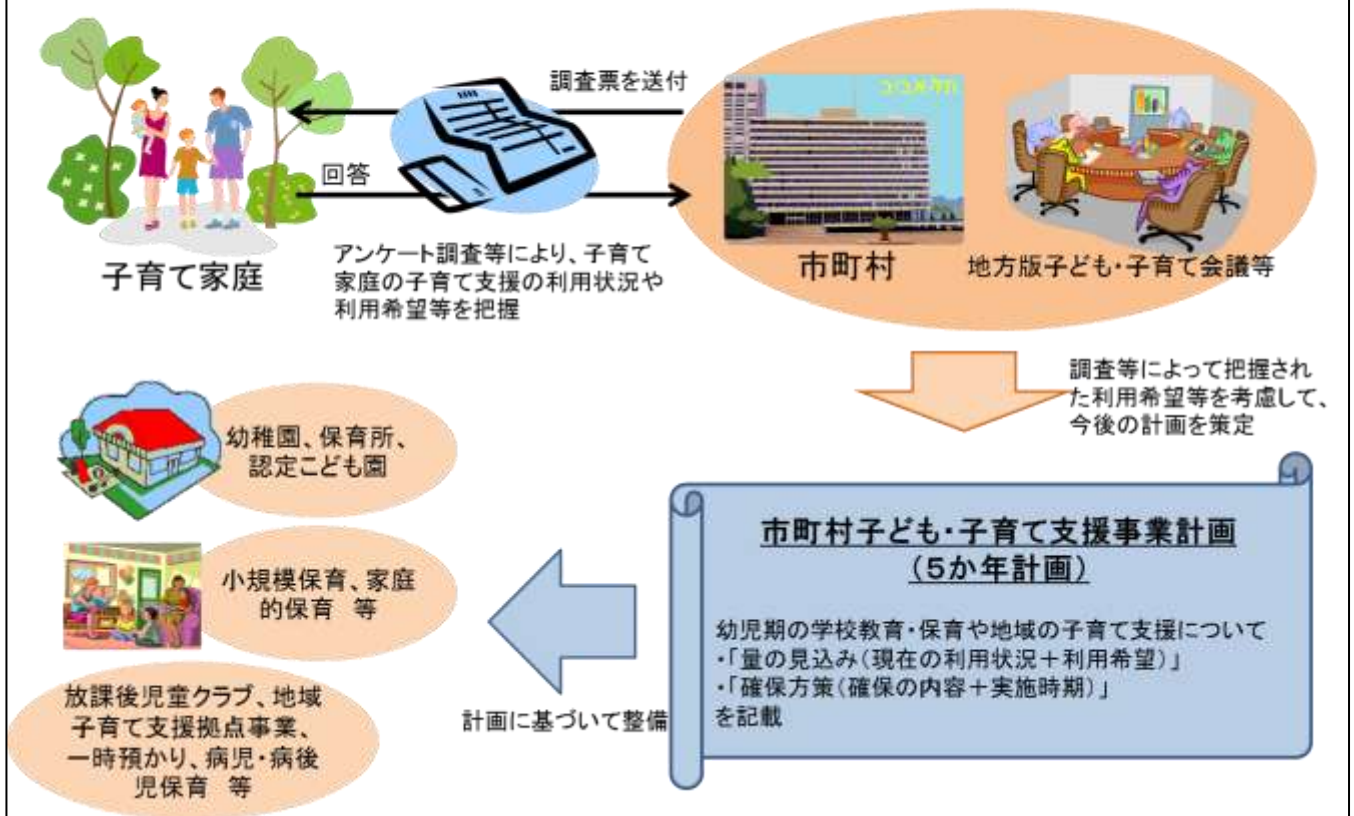
子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。

子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を目指しています。

いただいた回答は地域の子育て支援の充実に生かされます



（用語の定義）

この調査票における用語の定義は以下のとおり

- ・ 幼 稚 園：学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）
- ・ 保 育 所：児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）
- ・ 認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）
- ・ 子 育 て：教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
- ・ 教 育：問14までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問15以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています

問 10-1 問 10 で「1.いる/ある」に をつけた方にうかがいます。お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。当てはまる番号すべてに をつけてください。

1 . 祖父母等の親族	2 . 友人や知人
3 . 近所の人	4 . 子育て支援施設（地域子育て支援拠点、 児童館等）・NPO
5 . 保健所・保健センター	6 . 保育士
7 . 幼稚園教諭	8 . 民生委員・児童委員
9 . かかりつけの医師	10 . 自治体の子育て関連担当窓口
11 . その他 【例】ベビーシッター	

問 11 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。

--

宛名のお子さんの保護者の就労状況 についてうかがいます。

問 12 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

（１）母親 【父子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つに をつけてください。

1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない	}	
2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である		
3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない		
4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である		
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない	}	(1)-1へ
6. これまで就労したことがない		(2)へ

（１）-1 （１）で「1.~4.」（就労している）に をつけた方にうかがいます。 過当たりの「就労日数」
1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない
場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入
る前の状況についてお答えください。（ 内に数字でご記入ください。数字は一枠に一字。）

1 週当たり	日	1日当たり	時間
--------	---	-------	----

（１）-2 （１）で「1.~4.」（就労している）に をつけた方にうかがいます。家を出る時刻と帰宅時刻を
お答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・
育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず（例）0 8
時～1 8時のように、2 4時間制でお答えください。（ 内に数字でご記入ください。数字は一枠に
一字。）

家を出る時刻	時	帰宅時刻	時
--------	---	------	---

（２）父親 【母子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つに をつけてください。

1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、 育休・介護休業中ではない	}	
2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、 育休・介護休業中である		
3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、 育休・介護休業中ではない		
4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、 育休・介護休業中である		
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない	}	(2)-1へ
6. これまで就労したことがない		問 14へ

(2)-1 (2)で「1.~4.」(就労している)に つけた方にうかがいます。1週当たりの「就労日数」
1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が、一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。(内に数字でご記入ください。数字は一枠に一字。)

1週当たり	日	1日当たり	時間
-------	---	-------	----

(2)-2 (2)で「1.~4.」(就労している)に つけた方にうかがいます。家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず(例)08時~18時のように、24時間制でお答えください(内に数字でご記入ください。数字は一枠に一字)。

家を出る時刻	時	帰宅時刻	時
--------	---	------	---

問13 問12の(1)または(2)で「3.4.」(パート・アルバイト等で就労している)に つけた方にうかがいます。該当しない方は、問14へお進みください。

フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号1つに つけてください。

(1) 母親

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

(2) 父親

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

問14 問12の(1)または(2)で「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6.これまで就労したことがない」に つけた方にうかがいます。該当しない方は、問15へお進みください。就労したいという希望はありますか。当てはまる番号・記号それぞれ1つに つけ、該当する内には数字をご記入ください(数字は一枠に一字)。

(1) 母親

1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
 2. 1年より先、一番下の子どもが 歳になったところに就労したい
 3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 希望する就労形態
- | |
|-----------------------------|
| ア. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労) |
| イ. パートタイム、アルバイト等(「ア」以外) |
| 1週当たり 日 1日当たり 時間 |

(2) 父親

1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
 2. 1年より先、一番下の子どもが 歳になったところに就労したい
 3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 希望する就労形態
- | |
|-----------------------------|
| ア. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労) |
| イ. パートタイム、アルバイト等(「ア」以外) |
| 1週当たり 日 1日当たり 時間 |

宛名のお子さんの平日の定期的な教育・保育事業の 利用状況についてうかがいます。

ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指します。具体的には、幼稚園や保育所など、問 15-1 に示した事業が含まれます。

問 15 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号1つに をつけてください。

1 . 利用している	問 15-1 へ	2 . 利用していない	問 15-5 へ
------------	----------	-------------	----------

問 15-1 問 15-1~問 15-4 は、問 15 で「1.利用している」に をつけた方にうかがいます。

宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまる番号すべてに をつけてください。

- | | |
|--|---|
| <p>1 . 幼稚園
(通常の就園時間の利用)</p> <p>3 . 認可保育所
(国が定める最低基準に適合した施設で
都道府県等の認可を受けたもの)</p> <p>5 . 家庭的保育
(育者の家庭等で子どもを
保育する事業)</p> <p>7 . 自治体の認証・認定保育施設
(認可保育所ではないが、自治体が認証・
認定した施設)</p> <p>9 . 居宅訪問型保育
(ベビーシッターのような保育者が
子どもの家庭で保育する事業)</p> <p>11 . その他 ()</p> | <p>2 . 幼稚園の預かり保育
(通常の就園時間を延長して預かる事業
のうち定期的な利用のみ)</p> <p>4 . 認定こども園
(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)</p> <p>6 . 事業所内保育施設
(企業が主に従業員用に運営する施設)</p> <p>8 . その他の認可外の保育施設</p> <p>10 . ファミリー・サポート・センター
(地域住民が子どもを預かる事業)</p> |
|--|---|

問 15-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1 週当たり何日、1 日当たり何時間 (何時から何時まで) かを、内に具体的な数字でご記入ください (数字は一枠に一字)。時間は、必ず (例) 09 時 ~ 18 時のように 24 時間制でご記入ください。

(1) 現在

1 週当たり	日	1 日当たり	時間 (時 ~ 時)
--------	---	--------	------------------------------------

(2) 希望

1 週当たり	日	1 日当たり	時間 (時 ~ 時)
--------	---	--------	------------------------------------

問 15-3 現在、利用している教育・保育事業の実施場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかにをつけてください。

1. 居住している市区町村内

2. 他の市区町村

問 15-4 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてうかがいます。主な理由として当てはまる番号すべてに をつけてください。

1. 子どもの教育や発達のため

2. 子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している

3. 子育て（教育を含む）をしている方が就労予定がある / 求職中である

4. 子育て（教育を含む）をしている方が家族・親族などを介護している

5. 子育て（教育を含む）をしている方が病気や障害がある

6. 子育て（教育を含む）をしている方が学生である

7. その他（

）

問 15-5 問 15 で「2. 利用していない」につけた方にうかがいます。利用していない理由は何ですか。理由としてもっとも当てはまる番号すべてにをつけてください。

1.（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない

2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている

3. 近所の人や父母の友人・知人がみている

4. 利用したいが、保育・教育の事業に空きがない

5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない

6. 使用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない

7. 利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない

8. 子どもがまだ小さいため（ 歳くらいになったら利用しようと考えている）

9. その他（

）

問 16 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育所の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。（自治体における料金設定を示す）

1 . 幼稚園 (通常の就園時間の利用)	2 . 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3 . 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの)	4 . 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5 . 小規模な保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね 6 ~ 19 人のもの)	6 . 家庭的保育 (保育者の家庭等で 5 人以下の子どもを保育する事業)
7 . 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)	8 . 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設)
9 . その他の認可外の保育施設	10 . 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)
11 . ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	12 . その他 ()

問 16-1 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかに をつけてください。

1 . 居住している市区町村内	2 . 他の市区町村
-----------------	------------

**宛名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます。
(平日の教育・保育を利用する方のみ)**

問 22 平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方(問 15 で 1 に つけた方)にうかがいます。利用していらない方は、問 23 にお進みください。

この 1 年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。

1 . あった

問 22-1 へ

2 . なかった

問 23 へ

問 22-1 宛名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この 1 年間に行った対処方法として当てはまる記号すべてに をつけ、それぞれの日数も 内に数字でご記入ください(半日程度の対応の場合も 1 日とカウントしてください。数字は一桁に一字。)

1 年間の対処方法	日数
ア. 父親が休んだ	日
イ. 母親が休んだ	日
ウ. (同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった	日
エ. 父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	日
オ. 病児・病後児の保育を利用した	日
カ. ベビーシッターを利用した	日
キ. ファミリー・サポート・センターを利用した	日
ク. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	日
ケ. その他 ()	日

「キ.ファミリー・サポート・センター」には、「病児・緊急対応強化事業」による利用も含まれます。

問 22-1 で「ア.」「イ.」のいずれかに回答した方にうかがいます。

問 22-2 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。当てはまる番号 1 つに をつけ、日数についても 内に数字でご記入ください(数字は一桁に一字)。なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

1 . できれば病児・病後児保育施設等を利用したい

日

問 22-3 へ

2 . 利用したいとは思わない

問 22-4 へ

問 22-3 問 22-2 で「1.できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」に つけた方にうかがいます。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに をつけてください。

1 . 他の施設(例:幼稚園・保育所等)に併設した施設で子どもを保育する事業

2 . 小児科に併設した施設で子どもを保育する事業

3 . 地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業(例:ファミリー・サポート・センター等)

4 . その他 ()

問 23 へ

問 22-5 へ

問 24-1 問 24 で「1.利用したい」に つけた方にうかがいます。問 24 の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに つけてください。

- | |
|--|
| 1. 大規模施設で子どもを保育する事業（例：幼稚園・保育所等） |
| 2. 小規模施設で子どもを保育する事業（例：地域子育て支援拠点等） |
| 3. 地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業（例：ファミリー・サポート・センター等） |
| 4. その他（ ） |

問 25 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、この1年間の対処方法として当てはまる番号すべてに つけて、それぞれの日数も 内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

	1年間の対処方法	日数
1. あった	ア. （同居者を含む）親族・知人にみてもらった	泊
	イ. 短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）	泊
	ウ. イ以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した	泊
	エ. 仕方なく子どもを同行させた	泊
	オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	泊
	カ. その他（ ）	泊
2. なかった		

問 25 で「1.あった ア.(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」と答えた方にうかがいます。

ア.以外を選択した方は 問 26 へ

問 25-1 その場合の困難度はどの程度でしたか。当てはまる番号1つに つけてください。

- | | | |
|----------|--------------|-------------|
| 1. 非常に困難 | 2. どちらかという困難 | 3. 特に困難ではない |
|----------|--------------|-------------|

宛名のお子さんが5歳以上である方に、小学校就学後の 放課後の過ごし方についてうかがいます。

5歳未満の方は、問30へ

問26 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。 また、「放課後児童クラブ」の場合には、利用を希望する時間も 内に数字でご記入ください。 時間は必ず（例）18時 のように24時間制でご記入ください（数字は一枠に一字）。

「放課後児童クラブ」…地域によって学童保育などと呼ばれています。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 自宅	週	日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週	日くらい
3. 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	週	日くらい
4. 児童館 1	週	日くらい
5. 放課後子ども教室 2	週	日くらい
6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕	週	日くらい 下校時から 時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週	日くらい
8. その他（公民館、公園など）	週	日くらい

- 児童館で行う放課後児童クラブを利用している場合は「6 .」に回答
- 「放課後子ども教室」…地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

問27 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに をつけ、それぞれの週当たり日数を数字でご記入ください。 また、「放課後児童クラブ」の場合には利用を希望する時間も 内に数字でご記入ください。 時間は、必ず（例）18時 のように24時間制でご記入ください（数字は一枠に一字）。

だいが先のこととなりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。

1. 自宅	週	日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週	日くらい
3. 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	週	日くらい
4. 児童館	週	日くらい
5. 放課後子ども教室	週	日くらい
6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕	週	日くらい 下校時から 時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週	日くらい
8. その他（公民館、公園など）	週	日くらい

児童館で行う放課後児童クラブの利用を希望する場合は「6 .」に回答

問 28 問 26 または問 27 で「6. 放課後児童クラブ(学童保育)」に つけた方にかがいます。宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。(1)(2)それぞれについて、当てはまる番号1つに つけてください。また利用したい時間帯を、内に(例)09時~18時 のように24時間制でご記入ください(数字は一枠に一字)。

(1) 土曜日

1. 低学年(1~3年生)の間は利用したい 2. 高学年(4~6年生)になっても利用したい 3. 利用する必要はない	⇒	利用したい時間帯 時から 時まで
--	---	---------------------

(2) 日曜・祝日

1. 低学年(1~3年生)の間は利用したい 2. 高学年(4~6年生)になっても利用したい 3. 利用する必要はない	⇒	利用したい時間帯 時から 時まで
--	---	---------------------

問 29 宛名のお子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。当てはまる番号1つに つけてください。また利用したい時間帯を、内に(例)09時~18時 のように24時間制でご記入ください(数字は一枠に一字)。

1. 低学年(1~3年生)の間は利用したい 2. 高学年(4~6年生)になっても利用したい 3. 利用する必要はない	⇒	利用したい時間帯 時から 時まで
--	---	---------------------

すべての方に、育児休業や短時間勤務制度など
職場の両立支援制度についてうかがいます。

問 30 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、当てはまる番号1つに をつけ、該当する 内に数字をご記入ください（数字は一枠に一字）。また、取得していない方はその理由をご記入ください。

母親（いずれかに ）	父親（いずれかに ）
1．働いていなかった 2．取得した（取得中である） 3．取得していない	1．働いていなかった 2．取得した（取得中である） 3．取得していない
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 取得していない理由（下から番号を選んでご記入ください）(いくつでも) </div> ↑	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 取得していない理由（下から番号を選んでご記入ください）(いくつでも) </div> ↑

- 1．職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった
 - 2．仕事が忙しかった
 - 3．（産休後に）仕事に早く復帰したかった
 - 4．仕事に戻るのが難しそうだった
 - 5．昇給・昇格などが遅れそうだった
 - 6．収入減となり、経済的に苦しくなる
 - 7．保育所（園）などに預けることができた
 - 8．配偶者が育児休業制度を利用した
 - 9．配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
 - 10．子育てや家事に専念するため退職した
 - 11．職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）
 - 12．有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
 - 13．育児休業を取得できることを知らなかった
 - 14．産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した
 - 15．その他（ ）

問30-1 子どもが原則1歳（保育所における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6月）になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまでの育児休業等（法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置）期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。当てはまる番号1つに をつけてください。

- 1．育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた
- 2．育児休業給付のみ知っていた
- 3．保険料免除のみ知っていた
- 4．育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった

問 30 で「2. 取得した（取得中である）」と回答した方にうかがいます。

該当しない方は、問 31 へ

問 30-2 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号 1 つに をつけてください。

(1) 母親

- | |
|---------------------|
| 1 . 育児休業取得後、職場に復帰した |
| 2 . 現在も育児休業中である |
| 3 . 育児休業中に離職した |

(2) 父親

- | |
|---------------------|
| 1 . 育児休業取得後、職場に復帰した |
| 2 . 現在も育児休業中である |
| 3 . 育児休業中に離職した |

問 30-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問 30-3 育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。どちらか 1 つに をつけてください。年度初めでの認可保育所入所を希望して、1月～2月頃復帰して一時的に認可外保育所に入所した場合なども「1.」に当てはまります。また、年度初めでの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所に入所できなかったという場合も「1.」を選択してください。

(1) 母親

- | | |
|--------------------------|-------------|
| 1 . 年度初めの入所に合わせたタイミングだった | 2 . それ以外だった |
|--------------------------|-------------|

(2) 父親

- | | |
|--------------------------|-------------|
| 1 . 年度初めの入所に合わせたタイミングだった | 2 . それ以外だった |
|--------------------------|-------------|

問 30-4 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

(1) 母親

実際の取得期間	歳	ヶ月	希望	歳	ヶ月
---------	---	----	----	---	----

(2) 父親

実際の取得期間	歳	ヶ月	希望	歳	ヶ月
---------	---	----	----	---	----

問 30-5 お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。内で数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

(1) 母親

歳	ヶ月
---	----

(2) 父親

歳	ヶ月
---	----

問 30-4 で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。

問 30-6 希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。

(1) 「希望」より早く復帰した方 当てはまる番号すべてに をつけてください。

母親

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1. 希望する保育所に入るため | 2. 配偶者や家族の希望があったため |
| 3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった | 4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため |
| 5. その他 (|) |

父親

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1. 希望する保育所に入るため | 2. 配偶者や家族の希望があったため |
| 3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった | 4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため |
| 5. その他 (|) |

(2) 「希望」より遅く復帰した方 当てはまる番号すべてに をつけてください。

母親

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 希望する保育所に入れなかったため | 2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため |
| 3. 配偶者や家族の希望があったため | 4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため |
| 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため | |
| 6. その他 (|) |

父親

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 希望する保育所に入れなかったため | 2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため |
| 3. 配偶者や家族の希望があったため | 4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため |
| 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため | |
| 6. その他 (|) |

問 30-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問 30-7 育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。当てはまる番号 1 つに をつけてください。

(1) 母親

- | |
|---|
| 1. 利用する必要がなかった(フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった) |
| 2. 利用した |
| 3. 利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった) |

(2) 父親

- | |
|---|
| 1. 利用する必要がなかった(フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった) |
| 2. 利用した |
| 3. 利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった) |

問31 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について当てはまる番号に1つをつけてください。

満足度が低い	←—————→	満足度が高い		
1	2	3	4	5

問32 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。
切手は貼らずに同封の封筒に入れ、ご投函ください。